

平成26年度第3回 埼玉中部広域清掃協議会次第

日 時 平成26年12月25日(木)
午後2時00分から
場 所 吉見町保健センター 2階 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

【協議事項】

- 協議第 6 号 地方自治法に基づく法定協議について
- 協議第 7 号 平成27年度構成市町村負担金(案)について
- 協議第 8 号 組合組織体制(案)について

【報告事項】

- 報告第 5 号 一部事務組合設立許可後の事務について
- 報告第 6 号 意見募集のやり直しを求める申し入れ書について

4 その他

次回協議会開催日

第4回協議会 3月26日(木) 午後2時00分から 吉見町役場 大集会室

5 閉 会

協議第6号

地方自治法に基づく法定協議について

地方自治法第284条第2項の規定に基づき、別紙のとおり協議願います。

平成26年12月25日提出

埼玉中部広域清掃協議会

会長 新井保美

埼玉中部資源循環組合の設立に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により、平成27年4月1日から、東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町及び東秩父村の可燃ごみ及び粗大ごみの処理施設の建設及び管理運営並びにこれらに附帯する事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、埼玉中部資源循環組合を設立することについて協議する。

平成 年 月 日

東松山市長 森 田 光 一

桶川市長 小 野 克 典

滑川町長 吉 田 昇

嵐山町長 岩 澤 勝

小川町長 松 本 恒 夫

吉見町長 新 井 保 美

ときがわ町長 関 口 定 男

東秩父村長 足 立 理 助

別 紙

埼玉中部資源循環組合規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、埼玉中部資源循環組合（以下「組合」という。）という。

(組合の構成団体)

第2条 組合は、東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町及び東秩父村（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、可燃ごみ及び粗大ごみの処理施設（以下「ごみ処理施設」という。）の建設及び管理運営並びにこれに附帯する事務を共同処理する。ただし、組合設立の際現に構成団体及び構成団体の一部が加入する一部事務組合がそれぞれ設置している施設に関するものを除く。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、吉見町内に置く。

第2章 組合の議会

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、20人とし、構成団体の定数は次のとおりとする。

東松山市	3人
桶川市	3人
滑川町	2人
嵐山町	2人
小川町	3人
吉見町	3人
ときがわ町	2人
東秩父村	2人

(組合議員の選挙)

第6条 組合議員は、構成団体の議会において、その議会の議員のうちからそれぞれ選挙する。

2 前項の選挙が終わったときは、構成団体の議会の議長は、組合の管理者（以下

「管理者」という。)にその選挙の結果を通知しなければならない。

(補欠選挙)

第7条 組合議員に欠員が生じたときは、その欠員となった議員を選出した構成団体の議会において、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の選挙に準用する。

(組合議員の任期及び失職)

第8条 組合議員の任期は、構成団体の議会の議員の任期による。

2 組合議員が構成団体の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

(議長及び副議長)

第9条 組合議会に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、組合議員のうちから議会において選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者の設置及び選出方法)

第10条 組合に、管理者1人、副管理者7人を置く。

2 管理者は、構成団体の長の互選により選出する。

3 副管理者は、管理者の選出された市町村を除く構成団体の長をもって充てる。

(任期)

第11条 管理者及び副管理者の任期は、構成団体の長の職にある期間とする。

(職務権限)

第12条 管理者は、組合を統括し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。

2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ管理者が定めた順序に従い、その職務を代理する。

(職員)

第13条 組合に会計管理者その他の職員を置く。

2 職員の定数は、組合の条例で定める。

(監査委員)

第14条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任された者にあっては4年と

し、組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員の任期によるものとする。

第4章 経費及び補則

(経費の支弁の方法)

第15条 組合の経費は、財産より生ずる収入、使用料、手数料、その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、別表の割合をもって構成団体が負担する。

2 前項の規定により難い事由が生じたときは、組合議会の議決を経て別に定める。

(地方自治法の準用)

第16条 この規約に定めのないものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）中、市に関する規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

(準備行為)

2 組合議員の選出、管理者の互選その他のこの規約を施行するために必要な準備行為は、この規約の施行前においても行うことができる。

別表（第15条関係）

区分	負担区分	負担割合	算出基礎
組合設立の日からごみ処理施設の供用開始の日の前日までの経費及び同期間内に借り入れた地方債に係る償還金	均等割	100分の10	
	人口割	100分の90	当該年度の前年度の4月1日現在の住民基本台帳に記録されている者の数とする。
ごみ処理施設の供用開始の日以後の経費	均等割	100分の5	
	人口割	100分の15	当該年度の前年度の4月1日現在の住民基本台帳に記録されている者の数とする。

	搬入量割	100分の80	ごみ処理施設に搬入された前々年度の可燃ごみ及び粗大ごみの実績とする。
--	------	---------	------------------------------------

備考

- (1) ごみ処理施設の供用開始の日の属する年度及びこれに続く2年度の搬入量割に用いる算出基礎は、組合及び構成団体において協議の上、別に定める。
- (2) ごみ処理施設の供用開始の日以後に生じた大規模な改修等に係る経費の負担については、組合及び構成団体において協議の上、別に定める。

東松山市・桶川市・滑川町・嵐山町・小川町・吉見町・ときがわ町・東秩父村
ごみ処理広域化に関する協定書

東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町及び東秩父村（以下「構成団体」という。）はごみ処理広域化の推進に関する主な事項について、次のとおり協定を締結する。

（一部事務組合の設置）

第1条 構成団体は、ごみの広域処理のため新たに一部事務組合を設置する。

（協議事項）

第2条 組合及び構成団体は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 新ごみ処理施設整備構想（平成26年3月埼玉中部広域清掃協議会策定）
に掲げる周辺関連施設の整備及び維持管理に関する事項

(2) 組合が建設するごみ処理施設周辺地区内において、吉見町等が新ごみ処理
施設等整備事業推進のために行う地域環境整備事業に関する事項

2 前項の協議により組合規約の変更が必要となる場合は、組合規約を変更する
手続きを行うものとする。

（その他）

第3条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、組合及び
構成団体で協議のうえ、決定するものとする。

この協定締結の証として、本書8通を作成し、構成団体において記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

東松山市松葉町一丁目1番58号
東松山市
東松山市長 森 田 光 一

桶川市泉一丁目3番28号
桶川市
桶川市長 小 野 克 典

比企郡滑川町大字福田750番地1
滑川町
滑川町長 吉 田 昇

比企郡嵐山町大字杉山1030番地1
嵐山町
嵐山町長 岩 澤 勝

比企郡小川町大字大塚55番地
小川町
小川町長 松 本 恒 夫

比企郡吉見町大字下細谷411番地
吉見町
吉見町長 新 井 保 美

比企郡ときがわ町大字玉川2490番地
ときがわ町
ときがわ町長 関 口 定 男

秩父郡東秩父村大字御堂634番地
東秩父村
東秩父村長 足 立 理 助

協議第7号

平成27年度構成市町村負担金（案）について

平成27年度構成市町村負担金（案）について、別紙のとおり協議願います。

平成26年12月25日提出

埼玉中部広域清掃協議会
会長 新井保美

○平成26年4月1日現在人口

市町村名	H26.4.1人口	人口割(%)
東松山市	89,264	33.180
桶川市	75,244	27.969
滑川町	17,616	6.548
嵐山町	18,286	6.797
小川町	32,589	12.114
吉見町	20,634	7.670
ときがわ町	12,205	4.537
東秩父村	3,192	1.186
合計	269,030	100.000

○負担金調整確認表〔均等割、人口割の端数〕

単位:円

市町村名	均等割(%)	均等割額	H26.4.1人口	人口割(%)	人口割額	合計
東松山市	12.5	1,841,788	89,264	33.2	44,026,088	45,867,876
桶川市	12.5	1,841,788	75,244	28.0	37,130,436	38,972,224
滑川町	12.5	1,841,788	17,616	6.5	8,619,566	10,461,353
嵐山町	12.5	1,841,788	18,286	6.8	9,017,392	10,859,179
小川町	12.5	1,841,788	32,589	12.1	16,045,653	17,887,440
吉見町	12.5	1,841,788	20,634	7.7	10,210,870	12,052,657
ときがわ町	12.5	1,841,788	12,205	4.5	5,967,392	7,809,179
東秩父村	12.5	1,841,788	3,192	1.2	1,591,304	3,433,092
合計	100.0	14,734,300	269,030	100.0	132,608,700	147,343,000

... 負担金調整対象箇所(調整した場合のみ表示)

(参考) 関係する一部事務組合の報酬等

【正副管理者】

(単位:円)

区 分	報酬(月額)		期末手当	日 当		宿泊料
	管理者	副管理者		県 内	県 外	
埼玉中部資源循環組合	24,000	17,500		2,600	3,000	15,000
比企広域市町村圏組合	25,000	17,500		2,600	3,000	15,000
小川地区衛生組合	15,000	12,000		2,600(宿泊のみ)		15,000
埼玉中部環境保全組合	24,400	20,800	あり(注1)		3,000	14,800
埼玉県央広域事務組合	24,400	20,800	あり(注1)		3,000	14,800

(注1) 6月:給料月額×1.2×(190/100) 12月:給料月額×1.2×(205/100)

【監査委員報酬】

区 分	報酬(日額)		出席日当	日 当		宿泊料
	識見者	議会選出		県 内	県 外	
埼玉中部資源循環組合	10,000	9,000	2,600	2,600	3,000	15,000
比企広域市町村圏組合	10,000	9,000	2,600	2,600	3,000	15,000
小川地区衛生組合	10,000	7,000		2,600(宿泊のみ)		15,000
埼玉中部環境保全組合	9,500	3,500	2,500	2,200(宿泊のみ)		12,500
埼玉県央広域事務組合	9,500	3,500	2,500	2,200(宿泊のみ)		12,500

【情報公開審査会及び個人情報保護審査会、情報公開審議会及び個人情報審議会】

区 分	報酬(日額)				出席日当	日 当		宿泊料
	審査会会長	審査会委員	審議会会長	審議会委員		県 内	県 外	
埼玉中部資源循環組合	10,000	10,000	6,000	6,000	2,000	2,000	2,500	14,000
比企広域市町村圏組合	10,000	10,000	6,000	6,000	2,000	2,000	2,500	14,000
小川地区衛生組合								
埼玉中部環境保全組合	18,500	17,000	5,500	5,500		2,200(宿泊のみ)		12,500
埼玉県央広域事務組合	18,500	17,000	5,500	5,500		2,200(宿泊のみ)		12,500

平成27年度 埼玉中部資源循環組合歳出予算内訳

款	予算額	備 考
議会費	5,580,000	
総務費	44,692,000	
(項)総務管理費	44,358,000	
(項)監査委員費	334,000	
事業費	122,003,000	
予備費	3,725,000	
合 計	176,000,000	

(款)1議会費 (項)1議会費

目	節	金額	説明	金額
1議会費	1報酬	3,654,000	議員報酬	3,654,000
	3職員手当等	0	議員期末手当	0
	5災害補償費	1,000	地方公務員災害補償費	1,000
	9旅費	476,000	費用弁償	416,000
			研修旅費	60,000
	10交際費	100,000	議長交際費	100,000
	11需用費	27,000	消耗品費	20,000
			食糧費	7,000
	13委託料	818,000	会議録調製業務委託料	584,000
			会議録反訳業務委託料	234,000
	14使用料及び賃借料	504,000	会場借上料	318,000
			バス借上料	150,000
			有料道路通行料	36,000
		5,580,000		

(款)2総務費 (項)1総務管理費

目	節	金額	説明	金額
1一般管理費	1報酬	312,000	情報公開・個人情報保護審査会委員報酬	240,000
			情報公開・個人情報保護審議会委員報酬	72,000
	2給料	15,536,000	特別職員給(8名)	1,758,000
			一般職員給(3名)	13,778,000
	3職員手当等	10,049,000	特別職員期末手当	0
			扶養手当	744,000
			地域手当	776,000
			住居手当	444,000
			通勤手当	261,000
			時間外勤務手当	426,000
			管理職手当	1,400,000
			管理職員特別勤務手当	1,000
			期末手当	3,713,000
			勤勉手当	2,044,000
			児童手当	240,000
	4共済費	5,187,000	市町村職員共済組合負担金	5,018,000
			地方公務員災害補償基金負担金	169,000
	5災害補償費	1,000	地方公務員災害補償費	1,000
	8報償費	300,000	弁護士相談料	300,000
	9旅費	167,000	費用弁償	72,000
			普通旅費	56,000
			研修旅費	39,000
	10交際費	150,000	管理者交際費	150,000
	11需用費	1,399,000	消耗品費	816,000
			燃料費	68,000
			食糧費	39,000
			印刷製本費	476,000

	12 役務費	672,000	通信運搬費	542,000
			ホームページ開設手続き手数料	0
			データ伝送基本料	130,000
	13 委託料	5,313,000	例規データ作成業務委託料	648,000
			例規データ更新業務委託料	864,000
			ホームページ作成業務委託料	216,000
			ホームページ管理業務委託料	0
			会議録反訳業務委託料	875,000
			財務会計システム導入業務委託料	1,610,000
			財務会計システム調達支援業務委託料	0
			財務会計システム保守点検等業務委託料	985,000
			給与システム保守点検等業務委託料	16,000
			職員健康診断委託料	99,000
	14 使用料及び賃借料	4,084,000	複合機リース料	402,000
			事務所等借上料	1,698,000
			公用車リース料	235,000
			財務会計システム使用料	1,245,000
			給与システム機器等リース料	244,000
			給与システム賃借料	260,000
			ホームページ用サーバー借上料	0
			バーチャルドメインサービス使用料	0
	18 備品購入費	746,000	備品購入費	746,000
	19 負担金及び分担金	442,000	事務局職員給与等負担金	0
			事務負担金	227,000
			管内協議会負担金	100,000
			埼玉県清掃行政研究協議会負担金	15,000
			広域公平委員会負担金	50,000
			研修参加等負担金	50,000
		44,358,000		

(款)2総務費 (項)2監査委員費

目	節	金額	説明	金額
1 監査委員費	1 報酬	228,000	監査委員	228,000
	9 旅費	67,000	費用弁償	63,000
			研修旅費	4,000
	11 需用費	39,000	消耗品費	39,000
	19 負担金及び分担金	0	管内協議会負担金	0
		334,000		

(款)3事業費 (項)1事業費

目	節	金額	説明	金額
1 施設整備費	1 報酬	648,000	委員報酬	648,000
	2 給料	15,311,000	一般職員給(4名)	15,311,000
	3 職員手当等	10,916,000	扶養手当	624,000
			地域手当	740,000
			住居手当	768,000
			通勤手当	594,000
			時間外勤務手当	908,000
			管理職手当	521,000
			管理職員特別勤務手当	1,000
			期末手当	3,806,000
			勤勉手当	2,114,000
			児童手当	840,000
	4 共済費	5,492,000	市町村職員共済組合負担金	5,492,000
	9 旅費	81,000	研修旅費	81,000
	11 需用費	63,000	消耗品費	63,000
	13 委託料	88,946,000	施設整備基本計画策定業務委託料	21,298,000
			環境影響評価業務委託料	16,049,000
			現況調査業務委託料	23,447,000

			地質調査業務委託料	11,632,000
			PFI導入可能性調査業務委託料	7,560,000
			技術支援業務委託料	4,974,000
			バイオガス化施設整備事業実施可能性調査業務委託料	3,986,000
	14使用料及び賃借料	456,000	バス借上料	276,000
			会場借上料	108,000
			有料道路代	72,000
	18備品購入費	90,000	備品購入費	90,000
	19負担金及び分担金	0	事務局職員給与等負担金	0
合計		122,003,000		
内 交付金対象事業費(網掛け)		79,986,000	交付金交付見込み額	26,662,000
内 県補助金対象事業費(バイオガス関係)		3,986,000	補助金交付見込み額(300万上限)	1,993,000

※委託事業は、原則としてごみ処理基本計画に基づき予算計上しています。

(款)4予備費 (項)1予備費

目	節	金額	説明	金額
1予備費		3,725,000		3,725,000
		3,725,000		

協議第8号

組合組織体制（案）について

組合組織体制（案）について、別紙のとおり協議願います。

平成26年12月25日提出

埼玉中部広域清掃協議会
会長 新井保美

報告第5号

一部事務組合設立許可後の事務について

一部事務組合設立許可後の事務について、別紙のとおり報告します。

平成26年12月25日

埼玉中部広域清掃協議会
会長 新井保美

一部事務組合設立許可後の事務について

一部事務組合設立許可後は、以下の事務が予定されますので報告します。

- 1 組合議会関係
構成市町村議会へ組合議員選出依頼

- 2 比企広域公平委員会関係
(1)比企広域公平委員会参画申入れ
(2)比企広域公平委員会加入自治体議会において規約変更議案上程

- 3 協議会関係
第4回協議会（平成27年3月26日）
 - ・協議会の解散について
 - ・組合正副管理者の選出について（協議会終了後）

報告第6号

意見募集のやり直しを求める申し入れ書について

意見募集のやり直しを求める申し入れ書について、別紙のとおり報告します。

平成26年12月25日

埼玉中部広域清掃協議会
会長 新井保美



2014年11月19日

埼玉中部広域清掃協議会

会長 新井 保美 様

嵐山町議会議員

川口 浩史

「ごみ処理基本計画」並びに「新ごみ処理施設整備構想」に対する

意見募集のやり直しを求める申し入れ書

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、10月22日開会の埼玉中部広域清掃協議会の中で、本年7月におこなった「ごみ処理基本計画」（以下、「計画」）並びに「新ごみ処理施設整備構想」（以下、「構想」）に対する意見募集について、策定した「計画」並びに「構想」の中に誤りがあり、訂正をしていました。

意見募集の元となるものに誤りがあったことは、他の資料の誤りとは意味が違います。それは他の資料の誤りは単なる訂正で済みますが、意見募集の元となる「書」の誤りは訂正だけでは済みません。意見を寄せた住民は、当然のことながら「計画」並びに「構想」を読み、意見を寄せているのであって、そこに誤りがあった以上、寄せられた意見の趣旨が違うことがあります。

したがって、正確な意見を把握するためには、「計画」並びに「構想」について再度の意見募集が必要なため、意見募集のやり直しを申し入れます。

なお、意見募集のやり直しには、協議会において委員の合意が必要と考えますので、議題にし採決をおこなうよう、合わせて申し入れます。

以上